平成 25 年第 18 回教育委員会定例会記録

平成 25 年 11 月 27 日 (水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成 25 年 11 月 27 日 (水) 午後 2 時 00 分~午後 3 時 06 分

場 所教育委員会室

出席委員委員長馬場俊一委員長田中奈那子

委 員 對 馬 初 音 委 員 折 井 麻美子

之

学校教育 出当部長

ス ポ ー ツ _髙 振 興 課 長

玉

Ш

橋

光

明

夫

教育 長井出隆安

濵

欠席委員(なし)

出席説明員事務局次長吉

生涯学習スポーツ担 当 部 長 本 正 敏 中央図書館長 武 笠 茂 事長 教企 人課 務 課 長北 風 進 筒 井 鉄 也 庶 支課 務 課 툱 出 本 勝 実 塩 畑 まどか 学校支援課長青 則 昭 学校整備課長 喜多川 木 和美

順

田

済 美 教 育 センター所長 田 中 稔 統括指導主事 出 町 桜一郎

美奈子

済美教育センター 平 崎 一 美 済美教育センター 施 康 弘 統 括 指 導 主 事 平 崎 一 美 就学前教育担当課長 加 藤 康 弘

上 法規担当係長 岩 事務局職員庶 務 係 長井 廣行 \blacksquare 晃 司 担 当 書 記仲 野 祥

傍聴者数1名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 杉並区区立施設再編整備計画(第1期)第一次実施プラン(素案)に ついて
- (2) 使用料等の見直し(素案)について
- (3) 学校給食の食物アレルギー対応について
- (4) 平成 25 年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学 大臣表彰の決定について
- (5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

(選任)

杉並区教育委員会委員長の選任について 杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・4
報告事項
(1) 杉並区区立施設再編整備計画(第1期)第一次実施プラン(素案)に
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(2) 使用料等の見直し(素案)について ・・・・・・・・・・14
(3) 学校給食の食物アレルギー対応について ・・・・・・・・・16
(4) 平成 25 年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学
大臣表彰の決定について ・・・・・・・・・・・・・・22
(5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について ・・・・・・・23
選任
杉並区教育委員会委員長の選任について・・・・・・・・・・24
杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について・・・・・・・・24

委員長 こんにちは。一昨日の臨時会に引き続きまして、本日もよろしくお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから平成 25 年第 18 回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は田中委員にお願いいたします。よろしくお願いします。 す。

本日の議事日程はご案内のとおり、報告事項が5件、委員長及び委員長職務代 理者の選任となっております。

それでは、日程第1 報告事項の聴取を行います。

初めに、「杉並区区立施設再編整備計画(第1期)第一次実施プラン(素案) について」の説明を庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 それでは、杉並区区立施設再編整備計画(第1期)第一次実施プラン(素 案)が公表されましたのでご説明をいたしたいと思います。

当該計画につきましては、9月 25 日の教育委員会で中間のまとめについてご 説明をしたところですので、今回は新たに記載がされたもの及び変更があったと ころを中心にご説明をしたいと思います。

まず、6ページ「計画の基本的な考え方」をご覧ください。

この「1.基本方針」の中の「(3)学校施設と学校跡地の有効活用」のところでございます。

学校はご案内のとおり、地域にあまねく配置された最大規模の公共施設でございます。この公共空間の機能を一層拡充するという観点から、学童クラブや小学生の放課後等居場所事業の実施など、施設の複合化・多機能化を進めるということ、それから、既存校の余裕教室や学校敷地の活用を推進して、改築時には児童生徒数の減少などを踏まえて、施設規模のスリム化を行うという基本的な考え方については、変更はございません。これを基本にして再編計画を進めてまいります。

次に9ページをご覧ください。「3.計画の位置付けと進め方」。ここも変更は ございませんけれども、再度、ご報告をしておきます。施設の再編整備は今後、 長期的、継続的な見直しが必要なものでございます。そのため、30年後の将来を 見据えてやってまいりますけれども、杉並区総合計画との整合性を図るという意 味で、来年度、平成 26 年度から現在の杉並区総合計画の終期にあたります平成 33 年度までを第一期計画期間といたします。なお、この第一期計画期間を円滑に推進していくため、計画を具体化した 5 年間の計画、平成 30 年度までの第一次実施プランを今回、策定いたしました。この内容につきまして、これからご説明をいたします。

それでは第一次実施プランのうち、教育委員会に関する施設につきましてご説明をしたいと思います。

21 ページから「学校施設」となっております。こちらからご説明します。説明 については 22 ページ、23 ページを使ってまいります。

まず、杉並第一小学校でございますけれども、こちら築後 56 年を経過してございまして老朽化対策が必要となってございます。この改築に合わせまして、現在、耐震性等に課題がございます杉並会館、それから産業商工会館、さらに近隣にございます阿佐谷地域区民センターとの複合化を図るということにしてございます。23 ページの表をご覧いただきますと、平成 26 年度から調査、設計等を始めまして、平成 30 年度から建設工事に入るという計画になってございます。大規模な施設になりますので、2 年を超えた工期になろうかと思います。

続いて、学童クラブでございますけれども、先ほどの基本方針にございましたとおり、小学校内の実施を基本として、計画的に進めてまいります。本計画の中では3カ所、校内移設をするということで、平成28年度中には新泉・和泉小学校、平成27年度からは一部、校舎一体型の小中一貫校ができあがりますので、一部は始めますけれども、若干増築することで、平成28年度になっているかと思います。それから高井戸第三小学校と杉並第二小学校につきましては、現在も学童クラブが入ってございますけれども、拡充をするということで、この年度に入ってございます。

次に、放課後等居場所事業でございますけれども、こちらについても段階的に小学校の方に移してまいります。モデル実施として3校が計画化をされてございます。こちらについては、現在、放課後の教育活動として学校支援本部等も行っていますので、ここでは地域の団体等との協働でありますとか、学童クラブと放課後等居場所事業の対象になる子どもたちとの交流みたいなものもモデル的に実施をしていくという考え方でございます。

続きまして、34 ページでございます。「文化・教育施設等」でございます。図書館でございますけれども、これまで1地域あたり2館ということで14館構想

ということで整備を図ってきております。高円寺地域の2館目がまだ設置をされていませんので、これが課題となっていることから、高円寺地域の図書館のあり方について、来年度から2カ年にわたって検討をしてまいります。それから中央図書館でございますけれども、こちらも築30年ぐらいで老朽化してございますので、これについても、平成27年度から設計に入りまして、平成28年度に改修をするということになってございます。

それから地域図書館のうち、永福・柿木・高円寺・宮前の4館、こちらにつきましては築 40 年以上が経過してございまして、老朽化への対応が課題となってございますことから、平成 29 年から 2 カ年かけて、改築に向けた検討を実施してまいります。それから、現在、課題となってございますけれども、図書の蔵書が増え続けているということから、利用状況等踏まえて、蔵書基準の見直しを行い、改築時に蔵書スペースを含めた施設規模を縮小する必要があるということから来年度から 3 カ年かけて検討をして、省スペース化の推進を図ってまいります。

次に、科学館でございますけれども、こちらについても築 40 年以上を経過しておりまして、老朽化が進んでございます。現在、バリアフリー化がなされていない施設の一つとなってございます。利用者につきましては横ばい傾向ということですけれども、このうち7~8割が学校の移動教室、これはバスで移動してきて理科の実験を行っていますけれども、こちらの利用がほとんどということで、今後、学校教育部門につきましては済美教育センターに移転をして、職員が学校に出向いて理科の実験を行うというような形態に変更をしてまいります。

それから生涯学習部門、こちらについては他施設を活用して実施をしてまいりますけれども、近隣自治体との連携についても、併せて検討をしてまいります。 なお、他施設への移転が完了した場合には、現施設は廃止ということでございます。

続きまして、38ページからの「体育施設」でございます。こちらについては地域体育館のうち3館、大宮前、妙正寺、永福が築40年以上、経過をしております。このうち大宮前体育館につきましては現在、改築工事中でございまして、来年の4月には新規にオープンをする予定でございます。また、妙正寺体育館につきましても現在、設計を進めてございますので、順次改築をしてまいります。残る永福体育館でございますけれども、こちらが今一番の課題となってございますので、こちらにつきましては、実施スケジュールのところの2段目を見ていただ

きますと、現在、小中一貫校、施設一体型でつくっていますけれども、この関係で旧永福南小学校の跡地を活用しているところですけれども、この活用が終わった段階で、設計、また改修をして転用してまいります。その旧永福南小学校の体育館の部分について、永福体育館として使っていこうという計画でございまして、平成 27 年度から設計に入りまして平成 29 年度に転用するという予定になってございます。

それから和田堀公園プール、こちらも築 50 年を迎えておりまして、更新の必要がございます。こちらについては、現在地からの移転を視野に更新を検討してまいります。来年度から2カ年かけて検討を進めてまいります。

なお、スポーツ振興等の観点から、再編等で生み出された用地・施設等の活用を今後、検討を進めるということで、来年度から2カ年かけて検討を進めてまいります。その他、東京オリンピック開催を踏まえまして、運動施設の充実につきまして東京都への要望を検討してまいるということになってございます。

以上で教育委員会の所管の施設再編についての説明は終わります。最後に今後の予定でございますけれども、現在、既に区のホームページ等で計画素案の公表、区民アンケートを実施しているところでございます。併せて、地域説明会を今、実施をしていまして、計5カ所で実施をする予定でございます。これを踏まえて12月には、恐らく無作為抽出で選ばれると思いますけれども、区民意見交換会を実施しまして、広く区民のご意見をお聞きしたうえで、必要な修正をして、パブリックコメントを実施していく予定です。最後、それを踏まえて修正したものを今年度内に計画として策定をするという予定になってございます。

私からの説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございました。たくさんの施設整備の再編計画というので、多 岐にわたって、ご説明をいただきました。

それではただいまのご説明にご質問等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

杉並第一小学校の複合化施設の部分が多分、今後、大きなというか今も多分そうなると思うのですけれども、学校の中にそういう多機能の施設がいろいろと入ってくるということで、要するに学校教育に関してどういうふうに保障できるのか、という話が出てくるのではないかなと思うのですが、その辺りについては、これからも含めてどんな形で考えられていくのかなと思うのですけれども、いか

がでしょうか。

- 庶務課長 学校施設でございますので、学校としての機能を十分に、教育環境の整備を図るというのがまず第一でございますので、設計に当たりましては、当然、例えば出口につきましても学校と他の施設を分けるだとか、管理区分等もしっかり分けていく必要があると思います。その辺については設計の段階で教育委員会と区長部局の方で十分な調整をしながら設計を進めていくということになろうかと思います。
- **委員長** 多分、安全面とか人の出入りがいろいろな形で複雑化してくる部分が加わってくるのだろうな、と思うので、ぜひ、その辺は十分に検討して進めていっていただければというふうに思います。

それから学童クラブの校内への移設という、これはだいぶ前に国の方からも確か出た部分があると思うのですけれども、一応、今、モデルの形でということなのですが、今後はこれを増やしていくという、そんな形の考え方というのは出てくるのでしょうか。

- 庶務課長 現在の小学校の場合は、かなり1階のスペースというのはそんなに空きがないのが現状であると思います。ですので、すぐに全校で学童クラブを移していくというのはなかなか難しいかと思います。ですので、まず、子どもたちの数が少なくて余裕があるというところから進めてまいりますけれども、改築する際には必ず取り入れていくという方針で、順次、最終的には全校入れていくことだろうと思いますけれども、だいぶ年はかかるかと思います。
- **委員長** 多分、この辺も賛否というのがたくさんあるのではないかなと思うのですけれども、また、いろいろなご意見が出てくるかなと思います。それから科学館の方なのですけれども、プラネタリウムの方については、今後どんな形になっていくのか、もしわかれば。
- 生涯学習推進課長 プラネタリウムにつきましても 老朽化が進んでおります。その ため、学校教育部門に科学理科教室実験 などが移行した際は、プラネタリウムの 授業につきましては、例えば、近隣自治体のプラネタリウムを見学させていただ くとか、あるいは民間事業者で出張のプラネタリウムなどを実施しているところ もありますので、例えばそういったところの活用なども視野に実施をしていく予 定でおります。
- **事務局次長** 済美教育センターから学校教育に関して説明をします。

- 済美教育センター所長 プラネタリウムについては教育課程では4年生が主に関わってくるところですから、今現在は4年から6年までという動きになっていますけれども、そういうものは教育課程と整合を持ってやっていく。そしてそれについて、学校教育について、済美教育センターに移動する関係で、やはり理科の授業を充実させるということを第一に考えながら、そのあたりも整理していきたいなというふうに考えております。
- **委員長** 理科離れも含めてというのと、今ちょうど、天体も含めて非常に興味関心が高まってきている部分がすごくある中味ではないかなと思うので、プラネタリウムについては何とか工夫して、学年では4年生の内容になりますけれども、もっともっと生涯学習的な形でできるような、そんな方向というのも今後、ぜひ考えていっていただけるとありがたいのかなと。今はコンピューター制御で、かなり性能のいいものが、もちろん金額もかかるのですけれども、そういうものもできていると思うので、僕はどうしても東京に空がないという意識がすごくあるので、それはぜひ、子どもたちも含めて見させてあげたいなという思いがあるものですから、今後、検討材料にしていっていただければなというふうに思っております。
- 事務局次長 それに関して、補足で説明をさせていただきます。確かに科学館ができた当初は、東洋随一だというふうに言われながら、プラネタリウムができてもう 40 数年過ぎまして、科学館自体の施設の老朽化というのはあります。

それから、理科離れというのが一方でありまして、今、ああいう施設に子ども を集めて授業を展開することの是非といいましょうか、有効性といいましょうか、 そういった点からも、一つ検討の余地はあるというふうに思っています。

今、学校改築をして理科室をかなり整備してきている。また、既存校を含めて大型の電子黒板を全校に入れていますので、そういう意味では、やっぱり現場で理科の教育を推進しない限りは、年間 1,700 万円のバス代を使って一か所に集めて授業をやって、帰すというような形はもうやめた方がいいのではないか、というふうに我々は思っております。

また、プラネタリウム 1 基、科学館をつくりますと、他の自治体を見ますと 30 億円から 50 億円ぐらいかかりますので、非常に財政負担が大きいというふうに思っています。これからは、理科教育自体、その学校現場で教員もきちんと鍛えて、学校の中で展開をしていくというふうに考えております。

ただ一方、そこでも生涯学習の部分は残りますので、これらについては、今は委託でいるいろなところで移動しながらつくっていくものがあったり、また、場合によっては近いところの中野であるだとか、近隣のところをお借りするだとか、いろいろな方法があるかというふうに思っていますので、今、この理科の実験、また、プラネタリウムの生涯学習も含めて、今後2年間にわたって検討すると。来年1年間は、学校のうちの数校、10校までいきませんが、今度は出張で授業をいわゆる科学館の職員が行うというふうな形に切り替えて、出前授業というふうに呼んでいますが、そういう形において、そこは済美教育センターで行っていく。生涯学習については生涯学習の施設に一旦、仮移しをして、そこで、講座等を展開するというふうな形を考えております。

2年間にわたって検討させていただきまして、あるべき姿を考えていきたいと。 跡地につきましては、いわゆる老人ホームを含めまして、福祉系の用途に切り替 えていくというのが今の考え方でございます。

先ほど、ちょっと補足で説明させていただきますと、今回の施設再編で杉並第一小学校が阿佐ヶ谷駅中心のまちづくりに大きく影響を及ぼすというふうに思っております。現在、あそこの用途地域は大体が商業地域でございまして、400%ぐらいの容積率がとれますので、敷地の約4倍。現在、使っていますのが、敷地に対して、恐らく3分の1も使い切れていないのではないかと思います。今、4,000数百㎡が学校の校舎の床面積なのですが、全体で法定の容積率を掛け合わせますと18,000㎡ぐらいできます。ですから、今、学校を8,000㎡ぐらいでつくりますと、約10,000㎡は残るのですね。そういったところに現在、耐震性で問題になっている産業商工会館であるだとか、阿佐谷地域区民センターは借りものの施設でございますので、そういったものを自前で整備をしていくと。ただ、非常にごった煮で、考え方がないような雑居ビルみたいな形を想像するのはよくないというふうに我々も思っていまして、やはり、そこに統一したイメージを持っていきたいというふうに思っています。

基本的には、そこにコミュニティ施設が入ってくるわけですから、学びとコミュニティのつながりだとか、そういったものをコンセプトにおいて、杉並会館が宴会施設みたいなことで言われているのですが、基本的には集会施設でとりますので、そういった不特定多数が多く利用する集会関連機能を駅に近い立地条件のいいところに誘致をしてくるというふうな形でまとめ上げていくのがいいのか

なというふうに思っています。先ほどご懸念の学校施設の中にそういった不特定 多数の出入り施設で教育環境が守れるかどうかというお尋ねですが、平成 9 年に 文部科学省が通知を出しています。「複合化及び高層化に伴う学校施設の計画・設計上の配慮について」という通知を出しておりまして、これに基づいて、千代 田区であるだとか、いろいろなところが老人ホームを入れたりとかコミュニティ 施設を入れたり現にやってきております。我々もデイケアセンターとかは入れて いるのですが、もっとかなり大規模にやっているところもありまして、これの設計にあたっては、今、庶務課長が言いましたように、いろいろと検討していくと いうことですが、こういった文部科学省の出している通知によってやっていきた いと。文部科学省が出しているこの通知の中に、いわゆる宴会場という施設はないのですが、集会施設というものについては、複合化の用途として例示として学がっていますので、基本的には合法だろうというふうに思っております。

そんな形で区民の福祉の増進と、もちろん学びの環境はきちんと確保していくと、そういったような考え方でやっていくのが一番いいのかなというふうに思っております。実際には、高度利用を図っていかないと、その土地に対しての資産価値が十分に生かし切れていないというふうなところがありますので、やっぱり区民の福祉に資するような形で施設はまとめ上げていくということが一番大事かなというふうに思っています。

それからもう一つ、先ほど申しそびれましたが、大きいところでは荻窪の駅前にある、あんさんぶる荻窪と荻窪税務署、これの土地の交換が急に浮上してきました。これは9月に申し入れをして了承が出たところなので、かなり新聞報道にも出たのですけれども、天沼のところで6,300 ㎡という面積は非常に得がたいところでして、これは税務署の土地ですけれども、ここに約150 床ぐらいの老人ホームがつくれるという規模で、あそこの土地ではまだそれでも余ります。そういったところでは福祉の拠点として福祉事務所をそこに移転をし、老人ホームをまた併せてつくって、一定の福祉の要求に関しての様々なものを入れ込んだ施設をつくっていきたい。そこで問題になるのは、あんさんぶる荻窪の中には荻窪北児童館が入っています。この児童館をどこに出すかという話で、現在、桃井第二小学校に動かす予定でおります。これが平成28年になりますので、そういった学童クラブと児童館機能の放課後の対策といいましょうか、そこら辺を桃井第二小学校で飲み込めるかどうかという問題もありますので、近くの荻窪保健センター

等を使いながら、乳幼児の相談については保健センター、学童クラブについては 桃井第二小学校、そういうふうな形で考えているところです。桃井第二小学校に 学童クラブを入れる、それによって移転が図られると、それから杉並第一小学校 の改築と、この辺が大きなところでは進んでいくところかなというふうに思って おります。

委員長 ありがとうございました。杉並第一小学校の複合化については、いろいろな形で人の出入りが多くなるので、その辺の子どもたちの安全面含めてというのと教育環境が悪化しないような形、当然それは考えられていると思うのですけれども、その辺を含めて考えていただければというふうに思います。

プラネタリウムについては、この間も研究発表会で黒板の方で、それも可能な 黒板があるということで大変すばらしいなと思うので、そういう形とか、いろい るな形でそのまま、ぜひ星の観察が一般の方たちにもできるような、そんなもの も考え合わせていっていただければなというふうに思っています。

他にいかがでしょうか。

- 田中委員 児童館のことでよろしいでしょうか。児童館は今まで子育て中のお母さんたちの子育て支援の拠点だったと思うのですね。今、すごくお母さんたちは不安に思っていらっしゃる部分が多くて。あと、育成会の事業というのですか、児童館が拠点になって、地域との密着度がすごく高かったと思うのですけれども、今後、育成会との絡みとか、子どもセンターというのができるのはわかるのですけれども、乳幼児の居場所というのは、今後、どういうふうに考えていかれるのでしょうか。
- 事務局次長 では私から説明をいたします。今のお尋ねが若いお母さん方、子どもを持つ親御さんの最大の関心事です。この説明会を土曜日、それから昨日、それから今日、明日、それから来週の水曜日の全5回にわたって行う予定ですが、区に寄せられる意見もそこのところが一番強いところがございます。基本的には、これからの5年間は3カ所ほどの学童クラブを移していくということですから、そんなに性急に進めるつもりはありません。基本的には学校の中でゆうキッズ事業であるだとか、場合によっては、乳幼児に対してのこともやりますが、施設の状況によってはできるところとできないところがあります。これは所管部の考えですから、教育委員会が代弁してお話をしているわけですけれども、正確さに欠けるかもしれませんが、基本的には保健センターで乳幼児の保育の相談、そうい

ったものは移していきたいということは言っております。

また、併せて、将来的には学校の中でも展開できるのではないかというふうに話していますが、非常に敷居が高いのではないかというような声も聞いております。そこら辺は拙速に進めることではなくて、十分にお話を聞きながら施設の実態を見ながら進めていくというのが所管の答弁でございましたので、我々もそれには全面的に協力しながら考えていきたいというふうに思っております。実際には空いている教室が、例えば4階の一番上だとか、なかなかそういうところでは利用できくいところがあるかというふうに思いますので、場合によっては下の方に移してくる、下を空けてくるという場合もありますので、かなり学校の方の受け入れも非常に大変なところが出てくると思いますので、そう簡単にはいかないだろうなというふうに思っています。

現在、杉並区の普通教室は約1,100室あるのですが、そのうち使われているのは約800数十室です。残りの300室は全部空いているのかというとそうではなくて、いわゆる雑品庫に使っていたりだとか、生徒会や保護者の部屋だとか相談だとか、様々に転用しておりますので、実際に空いている余裕教室というのはそんなに多くはないのですね。ただ、そういったところを整理しながら学童クラブを入れていくということですから、学校の理解がないと、これもなかなか進まない話だろうと思いますので、よく、そこら辺は保育の方の所管と調整をしながら進めていきたいというふうに我々は考えております。

- **田中委員** 育成会の事業なんかは、ほとんど児童館を拠点に小学校の子どもたちが参加しているのですけれども、そういう行事は今後、どういうところで行われる方向になるのですか。
- 事務局次長 児童館自体が全廃されるというような間違ったイメージが出ているようですが、いろいろな相談センターを残していったりとか、今ある施設を再編成していくということですので、基本的に児童館がやっている学童クラブと、放課後の対策につきましては学校に移してくるということもありますが、空いてくる児童館の中でそういったものが出る可能性もあると思います。はっきり今まだ3カ所ぐらいしか計画では出ておりませんので、今後、そこら辺も含めて検討していくということで考えているようです。
- **對馬委員** 一つは、中央図書館の中に学習室をつくりましたよね、不登校児のための学習室。あのあたりはこの改修に伴ってどのようになるのでしょうか。

- 事務局次長 ここに出ているものは、中央図書館の、これは設備的な改修です。ですから、基本的に不登校対策のさざんか教室はそのまま残します。存続しながらやっていきます。いわゆる大規模修繕で建物の傷みよりも大体 15 年から 20 年ぐらいで設備機器の方が全部やられてきますので、全面的なそういったところの空調も含めての改修がこのレールに乗ってきているということですので、機能を変えるわけではありません。
- 委員長 よろしいですか。他にいかがですか。

それでは、ありがとうございました。特に他にはご意見ないようですので、次の方に移らさせていただきます。

それでは次に「使用料等の見直し(素案)について」の説明を生涯学習推進課 長からお願いいたします。

生涯学習推進課長 私からは使用料等の見直し(素案)の概要について、今回、変更があったことを主にご説明をさせていただきたいと思います。

使用料等の見直し(素案)の概要版を使ってご説明をさせていただきたいと思います。こちらの使用料等の見直しにつきましては、記載のとおり、受益者負担の適正化と未利用者との公平性の確保、そして、集会施設や体育施設などの使用料の見直しについては、平成9年度以降、改定を行っていなかったことから、現行使用料と直近の決算数値を用いた算定結果との間に差が生じたことによって、見直しが必要となったものでございます。こちらにつきましても、区立施設再編整備計画と同じように、今年9月に素案を策定した後、第3回区議会定例会での意見を踏まえたり、あるいは関連団体にご意見をいただいたうえで、この11月に新たに素案を策定したものです。以前にもご説明をさせていただいておりますので、変更点についてご説明をさせていただきたいと思います。

大きな変更点といたしましては、2ページ目をご覧いただけますでしょうか。まず、第1の変更点としまして、2ページの真ん中にある「使用時間区分の見直し」についてです。利用機会の拡大と施設の有効活用、そして利用者の負担軽減を図る観点から、使用時間区分の細分化を行いました。現行では「午前」と「午後」、「夜間」というふうな3区分になっておりますが、見直し後は「午前」が「9時から12時まで」、「午後」を「13時から15時まで」と「16時から18時まで」の2区分に分けたものになります。なお「夜間」につきましては「19時から21時まで」という区分になりました。こちらがまず1点目の大きな変更点となりま

す。

2点目の大きな変更点としましては「改定使用料の段階的措置」になります。 登録団体の減額措置の廃止と使用料の改定に伴い、負担が大きくなる部分がある ことから、3段階での移行措置をとりました。それによって利用者の急激な負担 の増加を抑えることになると考えております。なお、今回、使用料の改定によっ て引き下げになった部分もありますが、そちらについては第1期から適用すると いうことになります。平成27年1月1日から平成28年3月31日までを第1期、 平成28年4月から平成29年3月31日までを第2期、そして第3期、平成29年 4月1日以降、最終的に改定使用料を適用するということになります。こちらが 2点目の大きな変更点になります。

なお、こちらの3ページ目の方に使用料の算出例として、荻窪地域区民センター第1集会室等々、また、体育施設使用料の算出例も一番下の表3に載っておりますので、参考にご覧いただければと思います。

最終ページ、4ページ目の方に3点目の大きな改正点があります。「学校開放施設使用料について」です。

学校開放施設につきましては、現在は1回5時間以内で料金を設定しております。9月に出した素案では、3時間を単位とした使用料で金額を算出しておりましたが、利用者等のいろいろなご意見をいただきまして、1時間以内を単位に使用料を設定したものでございます。

学校使用等によりまして、利用の時間単位が3時間が一番多いことは確かなのですが、2時間であったり、あるいは4時間利用しているところがあったりと、利用形態がそれぞれというような状況がございますので、1時間以内というような利用単位を設けて、それぞれいろいろな時間単位に対応できるように、今回、素案を改定したものでございます。

なお、その他、もう1点、微細な変更ですけれども、地域区民センターの体育施設など、半面利用ができるものについて、前回の素案では半面利用の2倍が全面利用の金額より下回る部分がございましたので、そういった部分もご指摘をいただきまして、今回、改定をしてございます。

私からの説明は以上になります。

委員長 ありがとうございました。それではただいまのご説明に、ご質問等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 折井委員 2ページの「使用時間区分の見直し」というところなのですけれども、現行に比べて細分化をしたということで、使用しやすく、借りやすくなるのではないかなというふうに思うのですが、1点お伺いしたいのは、例えば、午前ですと「9時から12時まで」で12時から13時までは誰も使わなくて、「13時から15時」で15時から16時の間は誰も使わなくて、というのが基本的な流れになるわけですよね。延長したい場合には、そこが延長が可能ということなわけですよね。その延長の可能性を考えて間を空けたというところはわかるのですけれども、正直、その延長する方たちが例えば9時から12時まで使った人たちがさらにもう1時間、4時間のスパンで使うのかなというふうに考えると、より効率的に使用するためにはこの時間を設けなくてもよかったのかなというふうに思うのですけれども、やはりこの設けたことについては何か理由があるのでしょうか。
- 生涯学習推進課長 こちらの、間の1時間になりますが、そちらについては清掃などを行っているというようなことで、時間を空けているものでございます。なお、もちろん延長利用も可能ですので、例えば、1日利用する場合は午前と午後 、 夜間と全部ご利用いただいて、その間の空いている部分の料金もお支払いいただくようになるということになります。
- 委員長 よろしいですか。他にはいかがでしょうか。

では、特に他にご意見はありませんので、ありがとうございました。

それでは、続きまして「学校給食の食物アレルギー対応について」の説明を学 務課長からお願いいたします。

学務課長 では、私から「学校給食の食物アレルギー対応について」ご報告いたします。

学校におけるアレルギー疾患の児童・生徒数というのは年々、増加傾向にあります。また、その内容も多様化してきているという実態がございます。昨年には都内の他市において食物アレルギーによる重大事故が発生するなど、学校給食におけるリスク管理は学校生活における大変大きな課題となっているところです。

杉並区においても、今年度になってから、アナフィラキシーショックが 4 件発生しています。そのうちの 1 件では、今日、ちょっと練習用の物をお持ちしたのですけれども、実際に生徒が処方されているエピペンを生徒自身が、非常に具合が悪くなって打ったという事例まで起きています。こうした中で、今後も学校給食をより安全に提供していくために、この度、次の方針に基づいて食物アレルギ

- 対応を進めていくことといたしました。

まず、1つ目の基本方針なのですが、これまで学校給食では食物にアレルギーがあったとしても、保護者の方が医師と相談をして「ちょっとなら大丈夫です」という場合ですとか、「うちの子は3gまでなら大丈夫です」というケースがありました。学校ではこれに対応していたのですが、今後はその「何gまでは大丈夫」というのは一切、対応しないと。もう、食べられるのか、食べられないのか。その何gとか、わずかというのは、年齢とか季節とか体調によって変化しますので、そういった危険が伴うことは学校給食では行わずに、また、実際に、医療行為として、ちょっとずつ食べられるようにする、訓練をするというのは聞いておりますが、学校は医療現場ではありませんので、大勢の給食を安全に提供するという役割がありますので、量による対応は行わないこととして、いわゆるアレルギーのもととなるアレルゲンと言われる食物は完全除去した形で提供することといたします。

ただ、今、完全に除去をしていくと言ったのですが、例えば、大豆のように、しょうゆなどに含まれるものもあります。しょうゆが使えなくなってしまうと、おいしい給食をつくれなくなる可能性がありますので、こうしたものについては、医師の診断、保護者との面談、また、厚生労働省など公的機関から幾つかのアレルゲンに関しては「こういうふうに調理をすれば」とか「加工してあれば大丈夫」というガイドラインがありますので、それに従って調理をしていくということになります。この点については、もちろん保護者の方にもきちんと説明をしてまいります。

それから、給食室の調理なのですが、ご存知のとおり、杉並区立の学校は全て給食室内で行っております。そうすると、コンタミネーション(食品を生産する際に、原材料として使用していないにもかかわらず、アレルギー物質が微量混入している場合のこと)、微量が混入する可能性がありますので、こうしたことも十分、保護者に説明をしてまいります。実際に今年度あった例なのですけれども、ある食物アレルギーがあって、先につくってきちんとよけていたのだけれども、その後に蒸し器で蒸した時の湯気がかかってしまって、それを食べたお子さんがアレルギー反応を起こしたということもありました。これは湯気のほかにも、いろいろな可能性があるので、アレルギーがあって学校が最大限配慮しても、残念ながら、そこの段階ではもう完全に0%にすることはできないということは、き

ちんと説明をしてまいります。

それから、アレルギー対応食がわかるように専用の食器を導入します。今日ち ょっとお持ちしましたが、これはサンプルなので大きさが違うのですけれども、 今は基本的にこのスタイルのこの色の食器を3つ、給食の時に使っています。お 椀と小さいお皿と大皿と呼ばれています。アレルギーのお子さんには、この色の 食器を専用に用意します。併せてトレイも、今、トレイは3色あるのですけど、 緑色のものを用意して、アレルギーのお子さんには一目でわかるように対応して いきます。特に小学校の低学年とかですと、本人自身がアレルギーということを 意識していなかったり、また、中学生の中にもアレルギーであることを周りに隠 しているということがあります。ですけれども、杉並で起きているこうした事例、 現在の学校給食に求められている安全性を考えまして、今後は、きちんとアレル ギーのある子は全員これを使うということにいたします。これにつきましては、 学校の方も今までは保護者や子どもの希望に沿って、アレルギーということを隠 していたケースもあるというふうに聞いていますが、アレルギーそのものは厳密 にいえば「アレルギー疾患」という病気になるのですけれども、これはやっぱり 捉え方としては、私は病気ではないと思っていまして、アレルギーというのは今 やいろいろなところにある症状の1つですので、そうした子どもをきちんとみん なで守っていくと。本人と担任、それから学校関係者だけではなくて、クラスの みんな、学校のみんな、きちんと守っていくということを学校が教えていくとい うことも必要ですので、隠さずにみんなできちんとこれを使っているのだよとい うことをお知らせして、もし、こういう食器を使っている子がおかわりで手を出 そうとしたら、「ちょっと待ってよ」というふうにみんなで声をかけられるよう な、そういう体制を整えていきたいというふうに思っています。

それから、学校だけでいるいるなことをしてもやっぱりアレルギーの事故はなくなりません。ですので、きちんと学校がこういう対応をしていくということを保護者の方にも理解をしていただいて、きちんと保護者の方にもご自宅で対応していただくということになります。それに伴って、学校では、食物アレルギー対応委員会というのがあります。こちら、今、大体7割、40数校で設置されておりますが、この度、8月に東京都の方からも通知がありまして、年度内に全て設置することになっておりますので、学校に設置された食物アレルギー対応委員会で学校がそれぞれの保護者と面談をしていただいて、それぞれの子どもに対する対

応を決めていくということになります。例えば、保護者の協力の一例としましては、今も献立表ができると、「献立表の何月何日は、誰それ君はここがアレルギー食品ですよ」と1つ1つにマーカーをして、お子さんを通じて保護者に渡しています。ですけれども、中には保護者がそれを見落としたりとか、例えば「10日の日は卵料理が出るから今日は食べちゃいけないよ」と本当は子どもに伝えなければいけないのに、それを見落としてアレルギー反応が出てしまうというようなケースが 60 数校で平均 200 回程度、給食を出している中では、残念ながら年に数回起こってしまっています。そうしたことを極力ゼロに近づけるためには、教育委員会、学校だけではなく、保護者の方にも十分協力をいただいて進めていきたいと思っております。

なお、今後のスケジュールですが、実は、今お見せいたしましたこの食器が、 来年の2月末に納品を予定しております。ですので、学校で今回の基本方針に沿って対応をしていくのは、全校では3月からというふうになっております。ただ、 もう既に早い学校では、保護者と来年度、今回の基本方針に向けた面談を開始しておりますので、食器はないけれども、その他の部分で準備が整えば、順次、学校の方で切り替えていくと。そして、来年の3月には全校で実施をしていく、という予定になってございます。

長くなりましたが、私からは以上です。

- **委員長** ありがとうございました。それではただいまのご説明にご意見等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
- 田中委員 本当に命にかかわることなので、みんなで配慮する必要があると思いますし、やはり、保護者と学校との連携と、保護者から子どもにきちっと伝えていくことが一番大事なのではないかと思いますけれども、食器はもちろんわかるのですけれども、児童とか生徒とか、他の保護者には、どのように周知なさっていくつもりなのでしょうか。
- 学務課長 今日、お配りしております基本方針を、学校を通じて、まず全ての保護者の方にお渡しいたします。それから、アレルギー対応の保護者の方には、別途、この他に、もう少し具体的な中味をつけてお渡しをして、実際、食物アレルギー対応をしている保護者の方とは必ず面談をいたしますので、その面談の中で、基本方針だけではなく、今後の具体的な食物アレルギーの1つ1つの品目といいますか、その対応について、説明をしてご了解をいただくということになっており

ます。

- 田中委員 保護者会なんかでも、本当に伝えていかないと、聞いていない保護者も たくさん出てくるので、しっかりそこのところは共有できるようにしていただき たいと思います。
- 学務課長 12 月には小学校、中学校のPTA協議会の方にお邪魔をいたしまして、 ご説明をさせていただく予定になってございます。
- 田中委員 エピペンなのですけれども、それは子どもによって打つ注射が違うと思うのですね。その管理というのは、学校でお子さんから預かる形で保管されているのですか。
- 学務課長 ほとんどのケースは大体、エピペンを2本処方されていると聞いていますので、例えば小学校だと、1本はランドセルに入れていて、1本は学校で預かっていると。学校によっては保健室だったり校長室だったり違うのですけれども、万が一の時には、その様子を教員が見ていますので救急に連絡をしたり、これは打つタイミングだということを判断して先生が打ったり、この前のケースは本人が打ったというものでした。
- **對馬委員** 食器の色を変えるというのは非常にわかりやすくていいと思いますけれども、それがちゃんと区別であるということ。差別ではなくて区別であるということが大事だと思うのと、同じクラスの中に複数人いた時に色を変えたからといって安心しないように「誰ちゃんのものがどれ」というのがはっきりわかるようなところをきちんとしていただきたいなと思います。
- 学務課長 今、ご指摘いただきました複数の場合、これは調理の段階なのですけれども、調理で、もともと並べている時に、例えば「3年1組の誰それ君」「誰それちゃん」というふうにシールを貼ったり、札をつけたりしております。そういった形で配食の段階でも名前のついているものが、きちんと本人に渡るように、担任の方で確認をしているところです。
- 折井委員 都内で起きた例に関して、確か、おかわりが問題になったと思うのですけれども、その一番最初のものはきちんとしたものが配膳されても、次、おかわりを、というところで、今回、アレルギーを持っているお子さんと保護者の方だけの対応、あと先生の対応だけではなくて、周りで見守っていくことはとてもいいことだと思うのですね。うちの子どものいる保育園では多分、日常のお話の中で、だと思うのですけれども、子どもたち同士で何のアレルギーを持っているか

全部知っているのですね。「誰々ちゃんは何々のアレルギーを持っている。これはだめなんだ。」というふうに、子どもが私に説明をしてくれるぐらい、よく知っているので、子どもたちの力を借りることは非常に有効な手であって、逆にアレルギーというものが、隠すのでは当然ないはずなのですけれども、何となくそういう気持ちになってしまうという心理も軽減させてくれるようなきっかけというか、動きになってくるのではないかなというふうに思います。

あと、話が戻りますけれども、そのおかわりに関してなのですが、今、拝見いたしますと、大きさが同じように見受けられるのですが、確か、おかわりはできないとなると、育ちざかりの子どもに足りるのかしらというふうに思うのですが。

学務課長 大目によそうというふうに考えております。

折井委員 大盛りで。わかりました。

学務課長 これは色のサンプルなので、ちょっと形も違いますが。

折井委員 わかりました。

對馬委員 多めによそうというか、その子に合った量をよそうということですね。 少量しか食べられない子にたくさんよそってもね。

学務課長 日頃の食べ具合を見てということです。正確にはそういうことです。 委員長 よろしいですか。

この間、担任の先生もすごく相談にのってくれて、という話で、保護者の方から大変すばらしい意見を出していただいたのが記憶にあるのですけれども、学校の方としてもぜひ、そうだからといって安心しないで継続してというふうに、特に学級担任の先生方にもまた伝えていかなくてはいけないだろうなと思うし、あと新1年生の保護者会がこれからあると思うので、その中でも明確に、これはもう本当に病気などではないのだよ、ということで、きちっと全体にわかるような方向を示していただければいいのかなと思うのですけれども。

学務課長 それから最後になりましたが、今回初めに、今年度4件、アナフィラキシーショックが発生したと申し上げましたけれども、いずれも、それまで持っていなかったアレルギーが急に発症したケースと、アレルギーそのものがそれまで全くなかったのに急に発生したケースなどがありました。学校の方は日頃から、こうした学務課で貸し出しているトレーニング用のエピペンできちんと練習を教員含めてやっておりまして、その4件いずれも学校が適切に対応して救急搬送されましたが、点滴を打って当日に帰ったケースや、1日あるいは数日、入院は

したけれども、その後、元気になって、また学校に通っているということでございます。

委員長 今までなかったことが、また突然起きるという状況もあるということで、 その辺は十分に気をつけながら保護者の方にもお話をしていただくような形で お願いできればと思います。他によろしいですか。

では、特にありませんので、ありがとうございました。

続きまして「平成 25 年度優れた『地域による学校支援活動』推進にかかる文部科学大臣表彰の決定について」の説明を学校支援課長からお願いいたします。

学校支援課長 「平成 25 年度優れた『地域による学校支援活動』推進にかかる文 部科学大臣表彰の決定について」ご報告いたします。

この表彰は、資料の「1 表彰の趣旨」にございますように、地域全体で学校 や子どもたちの教育活動を支援する活動のうち、その活動が特に優れ、他の模範 と認められる者に対して、文部科学省が表彰するものです。

今年度、桃井第四小学校の学校支援本部、放課後子ども教室及び学校運営協議 会の活動がその表彰の趣旨にふさわしいものとして選ばれたものでございます。

資料の下段に表彰の状況を記載しておりますが、東京都から選ばれた5校の一つが桃井第四小学校ということになります。杉並区といたしましては、一昨年の井草中学校、昨年の杉並第一小学校に続いて3年連続での受賞となりました。

桃井第四小学校の表彰理由は「4 表彰理由」に記載してございますが、同校の学校運営協議会は杉並区で最初に指定された学校運営協議会の一つです。先日、学校運営協議会同士の情報交換を目的に開催した連絡会では「老舗」という表現は使われていましたが、「老舗」の学校運営協議会にふさわしく、毎回、活発な議論が行われています。また学校支援本部では学区域内の善福寺公園を中心にして毎年行われる「トロールの森」という芸術祭に児童の作品を参加させるなど、その地域ならではの活動に取り組んでおります。

教育委員会といたしましては、これまでの表彰校の先進的な活動が他校に広がるよう、情報交換の場の提供や研修などを実施し、地域に開かれた学校づくりの推進に努めてまいります。

私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございました。大変うれしいニュースですけれども、ただいま のご説明にご意見等ありましたらお願いします。 よろしいですか。桃井第四小学校に大きな拍手を送りたいなというふうに思います。

特にありませんので、ありがとうございました。

それでは次に「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」の説明を 生涯学習推進課長からお願いいたします。

生涯学習推進課長 私からは「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」 ご報告いたします。

平成 25 年 10 月分になります。資料をご覧ください。10 月分の合計は、30 件となっております。定例的のものが 26 件、新規 4 件という内訳となっております。共催、後援の内訳につきましては、共催が 9 件、後援が 21 件となってございます。累計については記載のとおりでございます。

新規4件の内訳についてご説明させていただきます。ページをおめくりください。まず、生涯学習推進課で3件ございます。1番新規、こちら後援になります。団体名は「新西郊文化研究会」。事業名は「遺跡景観から見る杉並の歴史~ヒトはいつ・どこに暮らしはじめたのか~」。開催時期は25年11月30日となってございます。

2番目がこちらも後援になります。団体名は「Pillar of Fire」、事業名は、こちらミュージカルの「『スクルージ』及び杉並区こども向けの『楽しい音楽教室』」となってございます。開催時期は 12月 12日から 12月 13日となってございます。

3番目、こちらも後援でございます。団体名は「一般社団法人 学びコミュニケーション協会」、事業名は「『幸せのカタチを感じる日~いのちと向き合う』映画『うまれる』上映・豪田トモ監督対談・水戸真奈美ミニライブ」となってございます。開催時期は26年1月4日となってございます。

次に5ページ目をご覧ください。済美教育センターの新規が1件ございます。 こちらの形態も後援となっております。団体名は「杉並区中学校長会」、事業名は「東京都中学校長会 定期総会・研究発表会」となってございます。開催期間は27年4月24日でございます。

私からの報告は以上になります。

委員長 ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明にご質問等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特にありませんので、ありがとうございました。

以上で、報告事項の聴取を終わります。

続きまして、日程第2「杉並区教育委員会委員長の選任について」に移ります。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 12 条により、委員長の任期は1年となっております。私は、昨年の 12 月 1 日に委員長の職に就かさせていただきました。今月末で任期満了となります。

そこで、本年 12 月 1 日から翌年の 11 月 30 日までの任期となりますけれども、 委員長を選任する必要があります。

選任の方法ですけれども、「杉並区教育委員会会議規則」第6条により「単記無記名投票」と「指名推薦」の方法とがありますけれども、いかがいたしましょうか。ご意見等いただければと思いますが、いかがでしょうか。

對馬委員 指名推薦でよろしいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 今、そういう形でご意見をいただきましたけれども、指名推薦による選任 方法ということで異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、特に異議がありませんので、指名推薦の方法で選任をさせていただくことにいたします。

それでは、ご指名がございましたらお願いをいたします。

對馬委員 引き続き、馬場委員にお願いできたらと思いますが、皆様いかがでしょうか。

委員長 他に推薦はないですか。

私との指名があったのですが、よろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がないようなので、私が再度、委員長に選任されたという ことで、よろしいですか。ありがとうございました。

では改めて。1年間終わらせていただいて、たくさん勉強させていただきました。本当に私でいいのかな、というふうな思いがあるのですけれども、今、ご指名をいただきましたので、また引き続きということで、委員長の職を責任を持ってやらせていただきたいな、と思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは引き続きまして、日程第3 「杉並区教育委員会委員長職務代理者の 選任について」でございます。 これも委員長と同じく、今月末に任期満了となりますので、本日、新たに委員 長職務代理者を選任したいと思いますけれども、選任方法につきましては、委員 長の選任と同様に、「単記無記名投票」あるいは「指名推薦」の方法とがありま すが、いかがいたしましょうか。

折井委員 指名推薦でよるしいと思うのですけれども。

委員長 指名推薦ということのご意見が出ましたけれども、特に異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議はありませんので、指名推薦の方法で選任することといた します。

ご指名がありましたら、お願いをいたします。

折井委員 引き続き、田中委員にお願いできればというふうに思うのですけれども。 **委員長** 田中委員とのご指名がありましたけれども、他にはございませんか。 よろしいですか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議は特にありませんので、田中委員を委員長職務代理者に選任したいと思います。田中委員から一言、ご挨拶をいただければと思いますので、よるしくお願いします。

- 田中委員 本当によろしいんでしょうか。あたふたしておりますけれども、微力ですけれども、引き続きやらせていただきます。今後ともよろしくお願いします。
- **委員長** それでは、委員長職務代理者は田中委員に再びということでよろしくお願いしたいと思います。

では、以上で予定されておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、何かご連絡等ありましたらお願いします。

- 庶務課長 次回の教育委員会の日程でございますけれども、12月の第2週でございます 12月 11日(水)午後2時を予定してございますので、よろしくお願いいたします。
- **委員長** それでは、次回の教育委員会は 12 月 11 日(水)午後 2 時の予定ということで、ご予定の方、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日の委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。